

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

令和2年9月10日開会

熊本県南小国町

## 令和2年度南小国町農業委員会9月総会

開催日時 令和2年9月10日(金)午前10時00分から午前10時25分

開催場所 南小国町自然休養村管理センター 会議室

1. 南小国町農業委員会憲章唱和
2. 会議録署名委員の指名（4番委員、5番委員）
3. 議案第 16 号 農地法各条関係審議について
4. 議案第 17 号 農地に該当するか否かの判断について
5. 議案第 号 その他

### 出席委員（10人）

1番	杉	安	申	歳	委員	2番	日	野	米	蔵	委員
3番	佐	藤	竹	良	委員	4番	藤	堂	伸	二	委員
5番	穴	井		堅	委員	6番	河	津		篤	委員
7番	下	城	孔	志郎	委員	8番	甲	斐	義	隆	委員
9番	北	里	丈	夫	委員	10番	松	崎	久	美子	委員

### 欠席委員（0名）

### 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田圭一郎

事務局 佐藤 亮

○会長

おはようございます。

それではただ今から9月の農業委員会総会を開催いたします。

日程第1の南小国町農業委員会憲章唱和でございますけれど、今月もコロナ禍の影響ということで省略を致したいと思っております。

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

4番藤堂委員と5番穴井委員をお願いいたします。

### 議案第16号 農地法各条関係審議について

それでは「議案第16号 農地法各条関係審議について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

#### 【議案第16号 農地法各条関係審議について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

本日の案件は5条関係が1件となっております。

2ページをお願いいたします。

5条関係受付番号1 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件 大字赤馬場字〇〇〇〇〇〇〇-〇。台帳地目が田。現況地目が畑。面積502㎡の1筆です。所有権移転となっております。転用の理由としまして、譲受人事業用駐車場として必要なため、ということで、次のページに位置図、それと本日お配りしました農地法第5条現地確認写真となっております。

本物件に関しましては第2種農地として判断し、生産性の低い農地であるため許可が妥当ではないかというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○会長

はい。それでは関係委員の方のご説明をお願いいたします。

(5番委員手をあげる)

5番穴井委員お願いします。

○5番委員

はい。この案件につきましては、譲渡人の〇〇〇〇氏より譲受人の〇〇〇〇氏が所有権移転のうえ、事業用の駐車場にしようとの上程案件です。

なお、この農地については、農振地設定ではなく所有権移転については問題ないと思っておりますが、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは他の委員の方からご意見がありましたら、よろしく申し上げます。

(4番委員手をあげる)

はい。4番委員。

○4番委員

写真を見ると、この添付していただいている字図といたしますか、地図も

○会長  
○事務局

そうですけど、1枚あるところの一部分だけ買い取るということですか。  
事務局説明をお願いします。

はい。お答えします。

元々〇〇〇〇-〇でまるまる1筆だったんですけれども、そこを分筆して売却する部分、そこを502㎡で〇〇〇〇-〇と換地というところがございます。

以上です。

○4番委員

写真で見ると、ついこの間までちょうど〇〇ののぼりが立っているところの下に車が何台も止めてあったですもんね。それが今ごろんとなくなって、〇〇〇〇さんの隣ぐらいのところか、〇〇さんのちょっと手前の向かい側のところに車がドサッと置いてあるですもんね。そっちだけでは足らんということですかね。

○事務局

はい。元々申請の内容が、〇〇〇に保管していた車両保管地が水害で被害を受けて駐車場不足というところもありまして、やむなく土地の譲渡人の〇〇さんに相談して今回売買が成立したというところだそうです。

○4番委員

わかりました。

○会長

何か他にございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。それでは賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。それでは全員賛成ですので、この件につきましては当委員会の意見を附して県知事宛に進達いたします。

## 議案第17号

### 農地に該当するか否かの判断について

続きまして「議案第17号 農地に該当するか否かの判断について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。4ページをお願いいたします。

#### 【議案第17号 農地に該当するか否かの判断について詳細に説明】

次のページをお願いいたします。

先だってからご協力いただきました農地パトロールにおける結果を踏まえての判断という形で、番号、所有者、対象筆、面積、判断、現況の状況という部分で読み上げをさせていただきます。

1番 〇〇〇〇氏。対象筆が畑の1筆で435㎡。現状は原野となっております。2番 〇〇〇〇氏。合計田2筆。畑1筆。6,363㎡。全て現状が山林となっております。3番 〇〇〇〇〇氏。畑1筆。7,702㎡。現状が山林となっております。4番 〇〇〇〇氏。畑1筆。1,610㎡。

竹林が現状です。5番 ○○○○氏。畑1筆。1, 246㎡。現状山林。6番 ○○○○氏。田1筆。2, 259㎡。現状は山林。7番 ○○○○氏。畑1筆。2, 049㎡。現状は山林。8番 ○○○○氏。畑1筆。109㎡。現状は山林。9番 ○○ ○氏。畑1筆。2, 718㎡。現状は山林。10番 ○○○○氏。田1筆。4, 023㎡。現状は山林。11番 ○○○○氏外2名。田1筆。畑1筆。合計1, 312㎡。現状は原野と山林となっております。12番 ○○○○氏。畑1筆。1, 454㎡。現状は山林。総計15筆。面積31, 280㎡。田5筆。12, 879㎡。畑10筆。18, 401㎡となっております。

別綴りの資料で非農地判定令和2年度非農地判定対象地という位置図と、また別綴りで令和2年農地パトロール現地確認対象地というところで、1筆ごとに見ていただければと思います。

事務局佐藤の方から補足説明をさせていただきます。

○事務局

はい。私の方から補足説明をさせていただく前に、まず農地パトロール皆さんお疲れ様でした。ただ今回は特に非農地判定のところの山林の中に分け入って確認したところもありましたので、大変だったと思いますけれども、どうもありがとうございました。

それでは非農地の位置図の方を見ていただきたいと思います。非農地判定の番号と位置図の番号です。それが複合しておりますので、まず令和2年度非農地判定農地位置図の1ページを開いていただいて、右肩に1から3と書いているものがありまして、そちらが航空写真の写しとなっております。○○地区になります。こちらが番号1番から3番の○○○氏、○○○○氏、○○○○○氏の全部で5筆でございます。併せて農地パトロールの現況確認写真を見ていただきますと、その現状です。今回の農地パトロールで撮った写真を載せておりますので、現況が原野・山林になっていることがご確認いただけるかと思います。そして、○○○○○氏と○○○○○氏の現況の場所がかなりわかりづらかったので、今回、私の方でドローンを飛ばしましてその場所の確認を行っております。赤い点線で囲んでいるところが対象農地になりまして、もう以前から山林であったことがもう明確かなと思いますので、今回は非農地として上げているところでございます。

続きまして位置図の次のページを開いていただきまして、右肩に4と記載されているものをご覧ください。こちらが4番 ○○○○氏の航空写真の位置図になります。場所は赤馬場○○○地区になります。こちらが1筆でして、現況写真をご覧くださいますと完全に竹林となっております。こちらは竹の子とか販売目的とか栽培目的である場合は農地としてまだ判定するんですけれども、こちらは完全に放置されて竹林化しているところになりますので、こちらも竹林として農地台帳からはずすと、非農地化す

るところで判断をしているところでございます。

続きまして5番です。

こちらが赤馬場〇〇地区になります。〇〇〇〇氏の畑になりますけれども、こちらも現況は山林化しておりますので、こちらは非農地ということで上げさせていただいております。

続きまして状況が同じになりますので6番、7番、8番、9番、10番、11番の一部が原野でして、11番までが山林・原野となっております。現場の写真をご覧いただければと思います。

そして最後12番、こちらが満願寺の〇〇〇地区になります。こちらがいちばん最後のページになるのですけれども、所有者の〇〇氏からですね以前からここは昔から山林であるというところで、農地から外してほしいという要望がなされていたのですけれども、それには手続きが必要になりますので申請書を出してくださいと前からお伝えはしていたのですけれどもなかなか上がってきませんでしたので、今回のタイミングでもう非農地というところで上げさせていただいております。現場の写真を見ると木が植わっていないように見受けられるんですけど、航空写真をご覧いただくと、もうすでに植わっていたものも伐採していると、それで現地確認をしたところ大きな根の切り株がたくさん植わっているような状態でしたので、もうその当時から農地ではなかったというところで今回山林として判定しているところでございます。

因みに所有者の方が亡くなられている場合は固定資産税の納税義務者、代表相続人の方に通知を送ることとしています。

流れとしまして、まず非農地判定で今回の今日の農業委員会の総会にかけます、という通知をすでに発出をしています。その段階ではまだ確定ではないので、この審議の後に確定しましたら、確定したものをまた同じようにお送りして、所有者の方はそれを受け取って、それを基に法務局に行って地目変更の手続きを行うという流れになります。

○事務局長

地目変更の手続きは個人さんでやっていただくことになりますので、場合によっては、通知は出しますけれども、地目は田んぼのままの可能性もあります。農業委員会としては農地台帳からの削除をすると、結果農業委員会の管轄する農地ではない、という手続きをやるという形になります。法務局とかの登記上は変更してくださいという通知は出しますけれども、そのままの場合もあるかもしれないですね。

○会長

そのときは固定資産がまだそのまま生きている場合もある。本人が地目を変えんならば。ということじゃろ。

○事務局長

一応現状の地目で判断は固定資産でもやってはいると思うんですけど、場合によってはそういう場合もあるかもしれないです。

○会長

今の件について何かご質問等ありましたらお願いします。

○事務局長

すみません。5ページの一覧表で、一括審議で良いかと思えますけど、農地か非農地かのご判断をお願いできればと思います。

○会長

それでは採決をとりたいと思います。

非農地に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですのでこの件は非農地ということで判断します。

### そ の 他

その他ということで、皆さんの方で何かございませんでしょうか。ないようでありますので、以上をもちまして9月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年9月10日

南小国町農業委員会会長

署 名 委 員            4 番 委 員

署 名 委 員            5 番 委 員

会 議 録 調 整 者        佐 藤    亮

本 誌 表 紙 共                    枚